

令和5年5月（第9回）光市教育委員会会議の要旨

1 開催日時

令和5年5月24日（水） 午後2時10分～午後3時25分

2 場 所

教育委員会事務局 1階ホール

3 出席者

伊藤教育長、寺崎委員、平岡委員、武田委員、岩佐委員

4 事務局

升教育部長、原田学校教育課長兼部活動改革推進室長、田中学校教育課主幹、国広文化・社会教育課長兼人権教育課長、三好スポーツ推進課長、真嶋図書館長、高橋学校給食センター所長、吉永教育総務課長、秋友教育総務課経理係長

5 教育長報告

- (1) 小学校の運動会について
- (2) 中学生リーダー養成講座・光ジュニアクラブの活動について
- (3) 光市教育開発研究所の活動について
- (4) ご寄附の報告について

6 議 事

(1) 議案及び報告

ア 議案第14号 公益財団法人光市文化振興財団の令和4年度決算及び令和5年度事業計画について

(ア) 概 要

地方自治法第243条の3第2項の規定により、公益財団法人光市文化振興財団の令和4年度決算及び令和5年度事業計画について市議会に報告するため、本案を提出。

(イ) 内 容

概要のとおり。

(ウ) 主な意見や質疑

① 意 見

各施設の入館者数は、コロナ禍以前の状況に回復しつつあるように見える。
引き続き、魅力的な事業の実施等に努めていただきたい。

(エ) 議 決

全員一致で承認される。

イ 議案第15号 公益財団法人光市スポーツ振興会の令和4年度決算及び令和5年

度事業計画について

(ア) 概 要

地方自治法第243条の3第2項の規定により、公益財団法人光市スポーツ振興会の令和4年度決算及び令和5年度事業計画について市議会に報告するため、本案を提出。

(イ) 内 容

概要のとおり。

(ウ) 主な意見や質疑

① 意 見

スポーツ公園テニスコート人工芝の張替えを実施したが、使用禁止となっている壁打ち用のコンクリート壁に関する方針と、修繕費に関する全般的な費用負担についてお伺いしたい。

回 答

修繕費は、基本協定に基づき100万円以上の修繕を光市、それ以外を指定管理者が費用負担することとしている。壁打ち用のコンクリート壁は、施設の安全使用という観点から撤去する方針だが、緊急性を有するため市が対応している。

② 意 見

各施設は広い敷地を有しているが、花文字の作成や丁寧な維持管理の状況を伺うことができる。

市民の憩いの場となる施設であり、気持ちよく施設を利用することができる環境整備に引き続き努めていただきたい。

③ 意 見

スポーツ公園の遊具は、老朽化により使用禁止となっているが、今後の方針を伺いたい。

回 答

設置から相当の年数が経過しており、危険な状態にあるアスレチック遊具等は順次撤去を進める。すべり台等のその他の遊具については、都市公園であるスポーツ公園の在り方について、関係所管と協議しながら方向性を検討していきたい。

(エ) 議 決

全員一致で承認される。

ウ 議案第16号 「協働的な学びの確保～小学校の再編～」について

(ア) 概 要

小中一貫やまと学園の新設に先行した岩田小・三輪小・塩田小・東荷小の4小学校の再編について本案を提出

(イ) 内 容

政策形成過程であるため、秘密会で審議

(ウ) 議 決

全員一致で承認される。

エ 報告第23号 光市教科用図書研究調査協議会委員の委嘱について

(ア) 概要

光市教科用図書研究調査協議会委員の委嘱について、事務局より報告。

(イ) 内容

光市教科用図書研究調査協議会規則第3条の規定に基づき、令和5年4月1日から令和5年8月31日の任期において、8名に委員を委嘱したことについて報告するもの。

オ 報告第24号 光市社会教育委員の委嘱について

(ア) 概要

光市社会教育委員の委嘱について、事務局より説明。

(イ) 内容

概要のとおり。

カ 報告第25号 光市青少年問題協議会委員の委嘱について

(ア) 概要

光市青少年問題協議会委員の委嘱について、事務局より説明。

(イ) 内容

概要のとおり。

キ 報告第26号 光市人権教育推進協議会委員の委嘱について

(ア) 概要

光市人権教育推進協議会委員の委嘱について、事務局より説明。

(イ) 内容

概要のとおり。

ク 報告第27号 光市美術展実行委員会委員の委嘱について

(ア) 概要

光市美術展実行委員会委員の委嘱について、事務局より説明。

(イ) 内容

概要のとおり。

ケ 報告第28号 令和5年度光市一般会計補正予算（第2号）について

(ア) 概 要

令和5年度光市一般会計補正予算（第2号）について、事務局より説明。

(イ) 内 容

概要のとおり。

コ 報告第29号 区域外就学の承認について

(ア) 概 要

区域外就学の承認について、事務局より説明。

(イ) 内 容

区域外就学の協議及び申請のあった1件を承認したことについて報告するもの。